

## 賛助会員規程細則

平成24年4月 1日制定

平成25年3月18日改訂

賛助会員規程（以下「規程」という。）第5条の規定により、賛助会費について次のとおり定める。

第1条 規程第5条第2項（2）に基づき細則で定める金額は、当該派遣研究員に対して支払われる労務費等がある場合は、原則その金額とする。但し派遣研究員の種別により、その派遣する一年度当たりの一人当たりの上限を次のように定める。

研究員 300万円

主任研究員 400万円

主管研究員 700万円

年度途中で交代した場合は、各々について月割で計算する。

また同一会員からの派遣研究員が2名を超え3名以上となった場合は、3名以上の研究員に係る上記の賛助会費は免除する。

2 規程第5条第1項の規定にかかわらず、前項に定める賛助会費は、原則当該研究員を派遣した年度の上半期についてはその年度の12月に、下半期については翌年度の5月に支払うものとする。

第2条 規程第5条第3項に基づき、事業年度開始後入会した賛助会員に係わる当該事業年度の賛助会費は、次のとおりとする。

(1) 入会した日の属する月から入会したものとして、月割計算した額を会費とする。

(2) 賛助会費は、規程第5条第1項の規定にかかわらず、入会した日の属する月の翌月末日までに納入するものとする。

附 則

この細則は平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月18日）

この細則は平成25年度から適用する。